

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 68 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 2 章に規定する総合政策室政策推進課、地域振興部地域企画室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、総務部総務室、<u>総合雇用対策局並びに出納局総務課</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ <u>監査委員事務局組織に関する規程（平成 7 年岩手県監査委員訓令第 1 号）第 2 条に規定する総務課</u></p> <p>カ・キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第 3 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">合議事項</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">合議区分</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">本 庁</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">出先機関</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">出納長</th> <th style="text-align: center;">副出納長</th> <th style="text-align: center;">出納課総括課長である出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、副出納長又は<u>出納課総括課長である出納員</u>の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、出納長又は副出納長に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(収入金の払込み)</p> <p>第 22 条 出納長等は、収入金を領収したときは、当日又は翌</p>	合議事項	合議区分				本 庁			出先機関	出納長	副出納長	出納課総括課長である出納員	[略]				[略]	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 2 章に規定する総合政策室政策推進課、地域振興部地域企画室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、総務部総務室並びに<u>出納局</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ <u>監査委員事務局</u></p> <p>カ・キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第 3 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">合議事項</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">合議区分</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">本 庁</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">出先機関</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">出納長</th> <th style="text-align: center;">副出納長</th> <th style="text-align: center;">出納局指導審査担当課長である出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、副出納長又は<u>出納局指導審査担当課長である出納員</u>の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、出納長又は副出納長に合議しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(収入金の払込み)</p> <p>第 22 条 出納長等は、収入金を領収したときは、当日又は翌</p>	合議事項	合議区分				本 庁			出先機関	出納長	副出納長	出納局指導審査担当課長である出納員	[略]				[略]
合議事項		合議区分																																	
		本 庁			出先機関																														
	出納長	副出納長	出納課総括課長である出納員																																
[略]				[略]																															
合議事項	合議区分																																		
	本 庁			出先機関																															
	出納長	副出納長	出納局指導審査担当課長である出納員																																
[略]				[略]																															

日に払込票（様式第 23 号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。

（資金前渡金の精算）

第 49 条 [略]

2・3 [略]

4 前 3 項の規定にかかわらず、給与及び旅費（常時の費用に係るものを除く。次条において同じ。）に係る資金前渡の精算手続については、総務部長が別に定める。

（概算払）

第 51 条 政令第 162 条第 6 号の規定に基づき概算払のできる経費は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の規定による就学奨励費

(4) [略]

(5) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定による措置費

(6) [略]

(7) [略]

（直接払）

第 60 条 [略]

2 [略]

3 出納長等は、第 39 条第 2 項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、出納長等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。

(1) 所得税 国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）第 5 条に規定する納付書及び所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 80 条に規定する計算書

(2)～(8) [略]

4 [略]

（処分のための所管換え）

第 196 条 物品管理者は、物品管理規則第 13 条第 2 項の規定により処分を要する物品について所管換えを行う場合は、物

日に払込票（様式第 23 号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、領収する収入金が少額であると見込まれる場合であつて、あらかじめ出納局長と協議し、その承認を受けたときは、領収の日の翌日から起算して 5 営業日以内に、指定金融機関等に払い込むことができる。

（資金前渡金の精算）

第 49 条 [略]

2・3 [略]

4 前 3 項の規定にかかわらず、給与及び旅費（常時の費用に係るものを除く。次条において同じ。）に係る資金前渡の精算手続については総務部長が、電気料に係る資金前渡の精算手続については出納局長が、それぞれ別に定める。

（概算払）

第 51 条 政令第 162 条第 6 号の規定に基づき概算払のできる経費は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の規定による就学奨励費

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

（直接払）

第 60 条 [略]

2 [略]

3 出納長等は、第 39 条第 2 項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、出納長等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。

(1) 所得税 国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する納付書及び所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 80 条に規定する計算書

(2)～(8) [略]

4 [略]

（処分のための所管換え）

第 196 条 物品管理者は、物品管理規則第 13 条第 2 項の規定により処分を要する物品について所管換えを行う場合は、物

<p>品所管換通知票を<u>出納局総務課総括課長</u>又は広域振興局等の長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不用の決定)</p> <p>第 197 条 <u>出納局総務課総括課長</u>及び広域振興局等の長は、前条の規定により所管換えを受けたときは、不用の決定をするものとする。ただし、使用の見込みのある物品については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 物品管理者は、前条第 1 項の規定により所管換えをした物品について、<u>出納局総務課総括課長</u>又は広域振興局等の長が当該物品に係る処分を通知するまで、保管しなければならない。</p> <p>(処分のための払出通知)</p> <p>第 200 条 <u>出納局総務課総括課長</u>、広域振興局等の長及び物品管理者は、前 2 条の規定により処分のため物品を払い出そうとするときは、出納員に払出通知をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>品所管換通知票を<u>出納局長</u>又は広域振興局等の長に送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不用の決定)</p> <p>第 197 条 <u>出納局長</u>及び広域振興局等の長は、前条の規定により所管換えを受けたときは、不用の決定をするものとする。ただし、使用の見込みのある物品については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 物品管理者は、前条第 1 項の規定により所管換えをした物品について、<u>出納局長</u>又は広域振興局等の長が当該物品に係る処分を通知するまで、保管しなければならない。</p> <p>(処分のための払出通知)</p> <p>第 200 条 <u>出納局長</u>、広域振興局等の長及び物品管理者は、前 2 条の規定により処分のため物品を払い出そうとするときは、出納員に払出通知をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。